

平成23年度 第2回

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会議事概要

平成24年1月12日（木）10：30～11：30

国保会館6階 『大会議室I』

【出席者】

委員(出席)：板谷委員，伊丹委員，大窪委員，片岡委員，金子委員，河野委員，甲野委員，坂本委員，鈴木委員，高垣委員，高橋委員，羽倉委員，仲島委員

委員(欠席)：檜谷委員，松下委員

広域連合：伊藤広域連合長，山本事務局長，橋本事務局次長兼総務課長，藤瀬会計管理者兼会計課長，楠木業務課長

【会議要旨】

1. 開会

- 事務局から委員の過半数の出席があり，審議会が成立していることを報告

2. 広域連合長挨拶

3. 議事

(1) 第1回運営審議会の議事概要説明

- 第1回運営審議会の議事概要について，事務局から説明

(2) 諮問事項について

- 諮問事項の平成24年度及び平成25年度の保険料率の設定について事務局から説明

(委員) 医療費の地域格差の特例について，乖離率を20%で区切ることに問題はないか。

(事務局) 制度で決まっており，経過措置を平成25年度まで継続するものである。

(委員) 高齢者が増え，医療費も高額になる中で，剰余金・財政安定化基金を活用して，保険料の増加抑制が図られており，これが精一杯な額で，他に方法がないのではないか。

(事務局) 前回は、後期高齢者制度を廃止するという政府の方針のもと、剰余金や財政安定化基金の活用についての国からの指示により、保険料の増加を14%から5%台に抑制した。

現行の後期高齢者医療制度の将来が不透明な状況を勘案しつつ、できる限りの増加抑制を図った結果のぎりぎりの案である。

(委員) 1人当たり保険料と高齢者負担率の全国平均と、広島県の順位を教えてください。

(事務局) 平成24・25年度の保険料の全国数値はまだ把握できない。

平成22・23年度の保険料では、平均が63,801円で、14位である。

なお高齢者負担率の10.51%は、全国一律の数字である。

(委員) 賦課限度額を引き上げることによって、どう変わるのか説明していただきたい。

(事務局) 現在50万円としている賦課限度額を55万円にすることによって、高額所得者に、より多くの負担をお願いする一方で、中低所得者の負担が軽減される。

賦課限度額を55万円に引き上げると、所得割率は8.35%になるが、50万円に据え置くと、8.50%に上がる。

(委員) この制度が続くかどうかはわからないが、来年度、資料を見る限りでは、所得が少ない人は194円の負担増で済むが、所得が多い人は13,998円も負担が増え、賦課限度額も5万円上昇する。

今後は、国からの補助を大きく増やしてもらい、被保険者の負担が増えないようお願いしたい。

(事務局) 国では、社会保障と税の一体改革が検討されているが、全国のどこの広域連合でも、財源の課題はたいへん大きく、一緒になって引き続き要望していきたい。

○ 事務局案を承認し、答申書の作成を会長に一任することに決定

4. その他

○ 事務局から保険料率改定についての今後の手続きを説明

5. 閉会